

保育料の算定誤りについて

千葉市では、多子軽減制度が適用される保育料算定の一部に誤りがあり、保育料の過剰徴収があったことが判明しましたので、お知らせします。

1 概要

保育料の算定にあたり、平成28年度から多子軽減制度が拡充され「対象児童を含む生計同一者が障害者手帳を取得している場合、要保護世帯（年収約360万円未満の世帯が対象）として保育料の軽減措置を行う」としている。

しかし、本来軽減措置を適用すべき世帯について、保育料の算定を行うための事務処理に誤りがあり、平成28年度から平成30年度までの保育料を過剰に徴収していたもの。

2 多子軽減制度について（負担軽減拡大前の平成27年度の制度との比較）

年収360万円未満世帯については、保育料が第2子半額、第3子以降無料となるきょうだいの年齢制限を撤廃（年収360万円以上世帯は、年齢制限及びきょうだいが同時入所の条件有り）。

上記のうち「要保護世帯等」については、更なる保育料の軽減（第1子半額、第2子以降無料）が加えられる。

※「要保護世帯等」とは

ひとり親世帯及び障害者手帳の取得者が同一生計に属する世帯等

3 対象世帯数及び金額（令和元年度の在籍世帯、平成28年度から平成30年度の卒園世帯）

- | | | | | |
|--------|--------|-------------|------------|-----------------------|
| (1) 合計 | 99世帯 | 11,706,900円 | | |
| (2) 内訳 | <中央区> | 19世帯 | 2,459,980円 | <若葉区> 20世帯 2,544,290円 |
| | <花見川区> | 12世帯 | 1,189,920円 | <緑区> 13世帯 1,744,690円 |
| | <稲毛区> | 22世帯 | 2,531,970円 | <美浜区> 13世帯 1,236,050円 |

4 原因

保育所入所申込時や毎年度の現況届の提出時において、要保護世帯等の確認作業を行っているが、保護者から提出される障害者手帳の写し等の添付資料や扶養親族申告書における手帳等の交付状況欄の見落とし、職員によるシステムへの入力漏れなどによる。

5 保護者への対応

各区こども家庭課から対象となる保護者に連絡し、状況説明、謝罪及び還付の手続きを案内し、過大に徴収していた全ての金額について、令和元年7月末までに還付完了の予定。（保育園が保育料を徴収する保育施設分については、当該施設に対して還付金の追加給付を完了する予定）

6 再発防止策

- (1) 制度所管課から、定期的に事務担当者に対して適切な事務の周知・徹底を行う。
- (2) 保護者からの提出書類、記載事項及び職員によるシステム入力等の確認について、複数職員によるダブルチェックで徹底する。
- (3) 対象となる世帯を正確に把握できるよう、現在全ての世帯に提出を求めている扶養親族申告書を対象世帯からのみの提出とするなど、事務運用の見直しを図り、再発防止に努めていく。